

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容の見直し

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
- (7) ファミリー・サポート・センター事業
- (8) 一時預かり事業(すみずみ子育てサポート事業含む)
- (9) 延長保育事業
- (10) 病児・病後児保育事業
- (11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)



事業	<b>(1) 利用者支援事業</b>					
事業内容	利用者が、多様な子育てサービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育てサービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整などを行います。					
取組状況	平成29年4月に開設した大野市子育て世代包括支援センター（結とぴあ内）では、妊娠期から子育て期までのさまざまな相談について、保育士や保健師などの専任職員による相談業務を実施しています。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	子どもやその保護者の身近な場所で実施することで利便性を高め、専任職員を配置し、子育て支援の情報提供を図るとともに、妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関する総合的な相談、支援を行います。					

取組の現状 (令和3年度)	特に支援を必要とする家庭については、月1回開催している大野市子育て世代包括支援センター（母子保健）と大野市子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）との合同定例会において、保健師や保育士、社会福祉士、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員が、それぞれの立場で情報交換（共有）し、ケースごとに支援の方向性を検討しています。また必要に応じて関係機関との連携を図っています。
------------------	---

中間評価 (確保の内容)	<p>あらゆる立場のスタッフが情報を交換（共有）し、ケースごとに適切に対応しています。</p> <p>また、必要に応じて関係機関との連携も図っていることから、引き続き、大野市子育て世代包括支援センターと大野市子ども家庭総合支援拠点の連携を維持し、総合的な相談、支援を行う必要があります。</p> <p>国は、児童福祉法と母子保健法を改正し、市町村に対し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」を設置する努力義務（令和6年4月）を課していることから、こども家庭センターの運用に向けた検討と統括支援員の育成が求められます。</p> <p>また、妊娠初期の妊婦から低年齢期の子育てをする保護者に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、必要な支援につなぐ伴走型相談支援も求められていることから、母子保健と児童福祉のより一層の連携が必要になります。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</p>
-----------------	--

令和5年度以降の具体的な取組	<p>こども家庭センターの設置を見据え、統括支援員養成に向けたアドバイザー（母子保健と児童福祉の両面に精通した有識者）を依頼し、さまざまなケースにおける助言を求めます。</p> <p>妊娠初期、妊娠後期、出産期及び育児期において、積極的に訪問又は面談による相談支援を行うことで、必要なサービスにつなげます。</p>
----------------	---

事業	<b>(2) 地域子育て支援拠点事業</b>					
事業内容	地域の身近な場所で、子育て親子と一緒に遊びながら交流できるふれあいの場を提供するとともに、専任の保育士を配置し、子育てに関する相談や子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会(子育て講座、子育て塾など)を実施しています。					
取組状況	大野市地域子育て支援センター及び子育て交流ひろば「ちっく・たっく」の2か所で実施します。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	26,000人日	25,000人日	24,000人日	23,000人日	22,500人日
	確保方策	26,000人日	25,000人日	24,000人日	23,000人日	22,500人日
確保の内容	現在、2か所の拠点施設において受入体制は整っていると考えられるため、引き続き2か所で相談や情報提供など必要な支援を図ります。					

取組の現状 (令和3年度)	<p>新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、イベントや行事は人数や時間を区切り、密にならないよう工夫して実施しました。また、大野市HPや大野市公式LINEで情報提供を行い、利用促進を図っています。</p> <p>大野市地域子育て支援センターでは、お父さんと運動会やリサイクル広場、ALTによる異文化体験などの新たな取り組みにも挑戦しました。</p>
------------------	---

中間評価 (確保の内容)	<p>新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、徐々にイベントや行事を再開していますが、withコロナに向けたイベントや行事の実施が求められます。</p> <p>保護者の共働き率の状況などに伴い、低年齢児(0歳～2歳児)の保育所入所が増加しており、地域子育て支援拠点の利用児童の月齢が小さくなる傾向にあります。月齢が小さくなることによる特有のニーズを的確に把握し、必要な相談や情報提供を行うことが求められます。</p> <p>また、妊娠期に出産後の地域子育て支援拠点の利用イメージを持ってもらうことが、出産後の利用促進につながることから、妊婦の利用を促す仕掛けも必要になります。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</p>
-----------------	---

令和5年度以降の具体的な取組	<p>withコロナに向け、実施を見送っている離乳食指導などの教室を大野市地域子育て支援センターで再開します。</p> <p>大野市地域子育て支援センターと子育て交流ひろば「ちっく・たっく」において、妊婦が参加する企画を実施し、先輩ママたちとの交流やそれぞれの施設の利用方法などをPRし、出産後の円滑な利用につなげます。</p>
----------------	--

事業	<b>(3) 妊婦健康診査</b>					
事業内容	妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産のために健診を行う事業です。母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票(1人当たり14回)を交付し、受診勧奨を行い、疾病の予防や妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげています。					
取組状況	県医師会に加入する病院や県外の契約医療機関にて実施します。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	170人 2,380回	167人 2,338回	164人 2,296回	161人 2,254回	158人 2,212回
	確保方策	170人 2,380回	167人 2,338回	164人 2,296回	161人 2,254回	158人 2,212回
確保の内容	市では県医師会に加入する医療機関などに委託し、妊娠週数に応じた健康診査受診につなげるとともに、経済的負担の軽減に努めます。					

取組の現状 (令和3年度)	妊娠週数に応じた、定期的な健康診査の受診を促すことで、妊婦の健康状態と赤ちゃんの発育状態を確認するとともに、妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活に関するアドバイスにつながっています。
------------------	---

中間評価 (確保の内容)	<p>妊娠期間を健やかに過ごし、安全な出産をしてもらうため、また、病気の早期発見、適切な治療や保健指導につなげるためにも、妊産婦健康診査の継続が求められます。</p> <p><b>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</b></p>
-----------------	---

令和5年度以降の具体的な取組	<p>妊娠届を提出した妊婦の未受診を防ぐために、定期的に受診状況を確認していきます。</p> <p>併せて、福井県が定めた「気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム」により、把握機関と支援機関のより一層の連携を図ります。</p>
----------------	--

事業	<b>(4) 乳児家庭全戸訪問事業</b>					
事業内容	「こんにちは赤ちゃん訪問」として、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境などを把握し、子育てに必要な情報提供や助言を行います。支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携し支援を行います。					
取組状況	保健師、助産師、看護師による家庭訪問を実施します。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	170人	167人	164人	161人	158人
	確保方策	170人	167人	164人	161人	158人
確保の内容	保健指導や相談を中心に子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。養育支援が必要な家庭については、妊娠届出時の面接により早期に把握し、関係機関と連携しながら、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援につなげます。					
取組の現状 (令和3年度)	保健師等が生後4か月までの全ての乳児を訪問し、産婦と乳児の健康な心と体づくりを支援しています。					
中間評価 (確保の内容)	<p>引き続き、生後4か月までの全ての乳児の訪問が求められます。</p> <p>また、乳児家庭全戸訪問事業だけでなく、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、育児等の見通しを立てるための面談や、必要な支援につなぐ伴走型相談支援も求められていることから、母子保健と児童福祉のより一層の連携が必要になります。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</p>					
令和5年度以降の具体的な取組	訪問や面談の機会を捉えて心身の状況確認や相談を行うとともに、一時預かりや家事援助サービスの利用案内を行うことで、母子保健と児童福祉が連携し、妊娠初期、妊娠後期、出産期、育児期における伴走型の支援を行います。					

事業	<b>(5) 養育支援訪問事業</b>					
事業内容	育児ストレスなどの問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱えている家庭やさまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるとともに、保護者の身体的・精神的負担を軽減するため家庭児童相談員と保健師などが支援を行います。					
取組状況	保健師、保育士、家庭児童相談員などが相談に応じ、必要に応じて関係機関につながっています。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	138人	138人	155人	155人	155人
	確保方策	138人	138人	155人	155人	155人
確保の内容	乳児家庭全戸訪問事業の実施などを通して、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期把握し、家庭訪問時に指導や助言などを行いながら適切な支援につなげます。 なお、要保護児童、要支援児童の早期発見、早期対応が図れるよう、関係機関と連携し機能強化を図ります。					

取組の現状 (令和3年度)	保健師等が生後4か月までの全ての乳児を訪問するとともに、大野市子育て世代包括支援センターや大野市子ども家庭総合支援拠点の定例会において情報交換(共有)することで養育支援を必要とする対象者の早期把握と早期対応につながっています。
------------------	---

中間評価 (確保の内容)	<p>乳児家庭全戸訪問事業や育児相談会において養育支援を必要とする対象者の早期把握と早期対応につながっていますが、より早い段階から関わるためには、母子保健と児童福祉のより一層の連携を図り、妊娠期からの積極的な働き掛けが必要になります。</p> <p><b>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</b></p>
-----------------	---

令和5年度以降の具体的な取組	養育支援を必要とする対象者の早期把握と早期対応につなげるため、妊娠後期の妊婦家庭訪問を実施します。
----------------	---

事業	<b>(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)</b>					
事業内容	保護者が疾病、看護、就労、育児不安など身体上又は精神上的の理由で、家庭での養育が一時的に困難な場合、また平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設や乳児院で子どもを預かります。					
取組状況	偕生慈童苑及び済生会乳児院において、ショートステイ(宿泊を伴う利用)・トワイライトステイ(平日の夜間や休日の利用)の受入れを行います。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人
	確保方策	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人	ショート35人 トワイライト2人
確保の内容	保護者の家庭状況を踏まえ、学校や児童養護施設などの関係機関と協議、連携を図りながら適切な支援を行います。					

取組の現状 (令和3年度)	偕生慈童苑及び済生会乳児院における受け入れ体制を確保しており、偕生慈童苑におけるショートステイは3件(利用児童延べ5人)となっています。
------------------	--

中間評価 (確保の内容)	<p>ショートステイ及びトワイライトステイのニーズが少ないものの、継続した受け入れ態勢の確保は重要になります。</p> <p>また、真にサービスを必要とする家庭には有効なサービスであることから、サービスの周知についても取り組むことが重要になります。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</p>
-----------------	---

令和5年度以降の具体的な取組	引き続き、受け入れ先の確保に努めます。併せて、真にサービスを必要とする家庭にサービスが届くように、さらなる事業の周知に努めます。
----------------	--



事業	(7) ファミリー・サポート・センター事業					
事業内容	子育ての手助けをしたい方と手助けをして欲しい方の双方が会員となる相互援助のためのしくみをつくり、お互いに助けたり助けられたりしながら、子育てを支援するための会員間の橋渡しを行う事業です。					
取組状況	本市では実施していません。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	—	—	—	—	—
	確保方策	—	—	—	—	—
確保の内容	保護者の家庭状況を踏まえ、学校や児童養護施設などの関係機関と協議、連携を図りながら適切な支援を行います。					
取組の現状 (令和3年度)	現在、本市では実施していません。					
中間評価 (確保の内容)	<p>第2期大野市子ども・子育て支援事業計画に基づく子ども・子育て支援事業をはじめ、大野ですくすく子育て応援パッケージとして取りまとめられた各種の子育てに関する取組みを行っています。</p> <p>子育てを行う家庭同士の相互援助をマッチングする必要性は低いと認識しています。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】事業実施なし</p>					
令和5年度以降の具体的な取組	事業は実施しません。					

事業	<b>(8) 一時預かり事業 (すみずみ子育てサポート事業含む)</b>					
事業内容	<p>家庭において保護者の就労、疾病、冠婚葬祭などにより一時的に家庭での育児が困難となった乳幼児(未就園児)について、保育所や認定こども園で保育を実施します。また、幼稚園型認定こども園に在籍する園児を対象に、教育時間の前後や長期休業期間などにおいて、当該認定こども園で保育を実施します。</p> <p>また、大野市シルバー人材センター及び子育て交流ひろば「ちっく・たっく」では、やむを得ない事由で児童を養育できない子育て家庭や第1子出産予定の妊婦のいる家庭の子育てを支援するため、一時預かりや家事援助のサービスを提供します。</p>					
取組状況	<p>一時預かり事業については、すべての保育所や認定こども園において実施しています。</p> <p>また、すみずみ子育てサポート事業における一時預かりや家事援助については、大野市シルバー人材センターや子育て交流ひろば「ちっく・たっく」において実施しています。</p>					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	4,420人日	3,920人日	3,520人日	3,270人日	2,920人日
確保方策	4,420人日	3,920人日	3,520人日	3,270人日	2,920人日	2,920人日
確保の内容	<p>一時預かり事業については、既存の保育所や認定こども園で供給体制を確保します。</p> <p>すみずみ子育てサポート事業については、大野市シルバー人材センターや子育て交流ひろば「ちっく・たっく」に事業委託し継続してサービスを提供します。</p>					
取組の現状 (令和3年度)	<p>一時預かりでは、市内のすべての保育所及び認定こども園において一時預かりを行う体制を確保しています。</p> <p>すみずみ子育てサポート事業では、大野市シルバー人材センターや子育て交流ひろば「ちっく・たっく」に事業委託することでサービスの提供体制を確保しています。</p>					
中間評価 (確保の内容)	<p>コロナ禍において乳幼児を預けることや、家事援助のためサービス提供者を家に迎え入れることを避ける傾向があり、家事援助や一時預かりの利用が低迷しています。サービスを利用することは、子育てする保護者が感じている負担感や不安を軽減し、レスパイト支援(息抜き、リフレッシュ)にもつながることから、重要な支援となります。</p> <p>現在、家事援助や一時預かりを内容とする事業が複数あり、かつ、対象児童や対象者により料金が違うなど、分かりにくい点があることから、それらを整理し、利用者が使いやすいサービスに改善する必要があります。</p> <p><b>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</b></p>					
令和5年度以降の 具体的な取組	<p>保育所及び認定こども園における一時預かりについては、実施体制の確保を継続します。</p> <p>すみずみ子育てサービスなどの、家事援助や一時預かりサービスについては、類似事業との統合を図り、分かりやすい事業に改善することで、利用の促進につなげます。</p>					

事業	<b>(9) 延長保育事業</b>					
事業内容	保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労形態の多様化などに伴うやむを得ない理由により、保育所や認定こども園で、通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。					
取組状況	延長保育事業については、すべての保育所や認定こども園において実施しています。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	243人	231人	224人	218人	212人
	確保方策	243人	231人	224人	218人	212人
確保の内容	既存の保育所や認定こども園において、保護者の延長保育のニーズに対応していきます。					

取組の現状 (令和3年度)	保護者の就労状況に応じ、すべての保育所や認定こども園において、延長保育を実施しています。
------------------	--

中間評価 (確保の内容)	<p>延長保育のニーズに対応することは、保護者の就労環境の確保につながるなど、社会的機能として重要なポイントとなります。</p> <p>一方、継続したサービスを提供するために、各保育所や認定こども園における人員の確保が求められます。</p> <p>また、延長保育の実施に当たっては、年齢の異なる園児を集約して保育する場面が想定されることから、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じることが求められます。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</p>
-----------------	---

令和5年度以降の具体的な取組	保育所及び認定こども園における延長保育の実施については、実施体制の確保を継続します。
----------------	--

事業	<b>(10) 病児・病後児保育事業</b>					
事業内容	病気又は病気回復期のため集団保育が困難、かつ、保護者の就労や疾病などの事由により家庭で保育ができない乳幼児などを医療機関などに付設された専用スペースにおいて、一時的に保育を行います。					
取組状況	病児デイケア「とちのき」(栃木産婦人科医院内)において実施しています。 (定員:病児2人、病後児2人)					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	298人日	284人日	275人日	267人日	258人日
	確保方策	298人日	284人日	275人日	267人日	258人日
確保の内容	<p>病気の急変などによる緊急対応に備えるため、医療機関に併設する保育施設において実施しています。</p> <p>感染症流行期には、利用者が急増することから、それに対応できる収容能力が必要なため、現在、本市と事業の相互広域利用委託契約をしている勝山市及び福井市の施設で広域利用をしています。</p> <p>感染症の流行などにより、一時的に利用ニーズが高まったときの市内での受入体制については、利用者が利用しやすい環境整備に努めていきます。</p>					
取組の現状 (令和3年度)	<p>病児デイケア「とちのき」において病児・病後児保育を実施しています。</p> <p>また、勝山市や福井市の施設における広域利用を行うことで、保護者の就労環境の確保と受入れ体制の確保にも努めています。</p>					
中間評価 (確保の内容)	<p>新型コロナウイルス感染症対策上、発熱のある病児や病後児については、他の医療機関で新型コロナウイルスに感染していないことを確認できた場合のみ受入れを行っており、他の病気の児童を含め、全体的に受入れ実績は減少しています。</p> <p>感染症疾病については、流行期に利用希望者が定員を超え、受入数を超過するケースもありますが、病児デイケア「とちのき」の定員を増やすことは、施設面や経常的経費の面で困難です。勝山市や福井市の施設における広域利用で対応しています。</p> <p><b>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</b></p>					
令和5年度以降の具体的な取組	<p>利用者の利便性の向上や事務の効率化に向け、病児デイケア「とちのき」と協議を開始します。</p>					

事業	(11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)					
事業内容	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象として、放課後や長期休業期間において適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。					
取組状況	市内5箇所の児童センターにおいて実施しています。					
量の見込みと確保方策	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	306人	313人	307人	296人	288人
	確保方策	306人	313人	307人	296人	288人
確保の内容	市内5つの放課後児童クラブで放課後などの安全・安心な居場所づくりに努めます。放課後の子どもの居場所については、今後の利用児童数の推移も考慮しながら、放課後子ども教室と連携し検討することとします。					
取組の現状 (令和3年度)	令和3年度は、利用児童の新型コロナウイルス感染により臨時休館したセンターもありましたが、感染予防対策を講じて事業を実施しました。					
中間評価 (確保の内容)	<p>市内5児童センターにおいて、放課後児童クラブを適切に運営し、放課後における安全で安心な子どもの居場所が確保できており、引き続き、感染予防対策を講じた適切な預かりを継続する必要があります。</p> <p>放課後の居場所については、居住地区により放課後児童クラブと放課後子ども教室に分かれているため、市全体として、居住地域にとられない放課後対策の検討を行います。</p> <p>【量の見込みと確保方策に関する見直し】なし</p>					
令和5年度以降の 具体的な取組	長期休業中の子どもの居場所を確保するため、放課後子ども教室との連携など、充実したカリキュラムを備えた放課後の子どもの居場所の確保に向け、庁内各課との協議を進めます。					